



29農畜機第1897号

平成29年6月27日

農林水産大臣 山本 有二 殿

独立行政法人農畜産業振興機構

監事 渡部 裕人

監事 伊藤 純一



### 監事監査報告書

独立行政法人通則法（平成11年法律第103号。以下「通則法」という。）第19条第4項及び同法第38条第2項の規定に基づき、独立行政法人農畜産業振興機構（以下「機構」という。）の平成28事業年度（平成28年4月1日～平成29年3月31日）の業務、事業報告書、財務諸表（貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書、行政サービス実施コスト計算書、利益の処分及び損失の処理に関する書類（案）、及びこれらの附属明細書）及び決算報告書について監査を実施し、その方法及び結果を取りまとめたので、別添のとおり報告する。

## 監事監査報告書

### 1 監査の方法の概要

監事は、機構の監事監査規程に基づき、理事長及びその他役職員等と意思疎通を図り、役員会、幹部会、四半期ヒアリングその他の重要な会議に出席し、かつ重要な決裁文書等を閲覧するなど、情報の収集及び監査の環境の整備に努めた。また、監査計画に基づき機構内全部署の長等から、業務実績及び役職員の職務の執行が通則法、個別法又は他の法令に適合することを確保するための体制その他機構の業務の適正を確保するための体制（以下「内部統制システム」という。）に関する状況報告を、加えて業務監査室からは内部監査の実施状況の報告も受け、必要に応じて説明を求めた。また、管理職以外の職員27名に対して非公開にインタビューし、機構におけるコンプライアンスの推進を含む内部統制の状況を確認した。合わせて、部門ごとに管掌役員に対して講評を行った。機構には、総務省令に定める子法人は無いので子法人の監査は行っていない。

なお、平成28事業年度に係る財務諸表及び決算報告書（以下「財務諸表等」という。）について検証するに当たっては、会計監査人が独自の立場を保持し、かつ適切な監査を実施しているかを監視及び検討するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めた。また、会計監査人から会社計算規則第131条で定める「会計監査人の職務の遂行に関する事項」と同様の通知を受け、必要に応じて説明を求めた。

以上のことから、機関の当該事業年度に係る業務、事業報告書及び財務諸表等の監査を行った。

### 2 監査の結果

- (1) 機構の業務は、法令等に従い、中期目標の着実な達成に向け、適正かつ効率的に実施されているものと認める。また、平成29年度が最終年度となる第3次中期計画の見込み評価も適切に実施されているものと認める。
- (2) 機構の内部統制システムに関する業務方法書の記載内容は相当であると認める。また、内部統制システムに関する役員の職務執行について指摘すべき重大な事項は認められない。
- (3) 役員の職務の執行に関する不正の行為又は法令等に違反する重大な事実は認められない。
- (4) 財務諸表等に係る会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認める。また、会計監査人の職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制は相当であると認める。

(5) 事業報告書は法令に従い、機構の状況を正しく示しているものと認める。

3 留意して監査した項目及び個別の項目に関する監事の所見は、次のとおり。

(1) 内部統制の状況について

ア. 人事管理・人材育成

昨今の産休、育休等の長期休職者及び新人・若手職員の増加傾向の中、業務運営に支障を来たさぬよう、適正な人員配置・補強が必要である。また、超過勤務の管理に当たっては、個々の職員の職務実態に即した適正な管理・指導が必要と考える。

人事異動等の際は、正確かつ詳細な業務引継を行い、規程に則った適正な業務引継書の作成を管理者が指導、確認の上、自らも保管し、確実な業務継承を担保すべきと考える。

人材育成のための海外派遣等を含む各種研修においては、研修実施後の成果レビュー、改善事項の特定・指導等を継続して行い、効果的な人材育成を図っていくべきと考える。

イ. 情報セキュリティ対策

情報セキュリティ対策については、現在、機構運営上の最重要課題の一つと考えられるが、要員の適正配置とともに、農林水産省担当部局及び各IT技術支援者等との対外調整能力の育成が重要であると考える。また、機構として契約する情報セキュリティ・アドバイザー、IT技術支援者等の外部起用先については、長期に亘り重要業務を委託していることから、定期的に各者の業務実績評価を行い、必要に応じ改善指導、軌道修正等を行っていくべきと考える。

各情報システムを構成する機器等に係る保守、サポート、リース期間等の更新期限等の重要な情報については、機構内で一元管理を行い、各担当部署に対し期限到来予報を発する等、更新漏れ防止のための仕組みを構築すべきと考える。

ウ. 文書管理の継続実施

平成28年度に文書内容の誤記、確認不備等の一斉点検を行い、相当の改善が見られたが、その後時間の経過とともに同様の誤りが再見されて来ている。今後も定期的に点検強化月間を設ける等、外部発出文書を含む文書点検の継続実施が望まれる。また、入札・契約等に係る重要書類の適正な保管、管理についても徹底すべきと考える。

エ. 会計検査院指摘事項の機構内での認識浸透と自己点検

会計検査院の検査による指摘事項の機構内共有について、部署により認識度に濃淡が見受けられる。各部門を統括する上位層からの確実な指示・伝達により理解の浸透と自己点検の励行が求められる。

オ. 規程の管理・運用

機構の諸規程並びに各事業に係る実施要綱・要領等の規程によらない事務処理が

散見された。改めて規程に則った適正な処理を徹底願いたい。また、重要な規程改正時においては、分かりやすい説明会の実施等、正しい理解の浸透を徹底願いたい。

#### カ. 中期目標に基づく情報提供

機構の現中期目標にある「生産者や消費者等に対する分かりやすい情報提供」への取組みにおいて、農政の基本方針に基づく各事業及び農畜産物に関する正しい知識の普及に寄与するよう、生産者や消費者等の関心の高い情報を分かりやすく積極的に提供していく必要がある。

また、機構が外部への情報提供の一環として定期開催しているALICセミナーは、その情報への関心の高まりから、業界各紙にも取り上げられている。広報的にも重要度を増して来ており、今後とも内容の充実化を図り、参加者の期待に沿った運営を行うよう、各業務部門、企画調整部等の機構内関係部署とも緊密に連携して取進めいくべきと考える。

#### キ. コンプライアンスの推進

コンプライアンスについては、過去の継続した推進活動の成果として、職員の意識の高まりが窺えるが、一方で未だ職員間で意識の差も窺える。今後も地道に活動を継続し、意識の平準化を図っていくべきと考える。また、コンプライアンスに関する相談等窓口について、職員のより相談しやすい環境作りのため、従来の機構内に加え、外部窓口の設置も有効な選択肢となると考える。

#### ク. 出資先対応

機構の出資先である畜産・乳業法人の平成28年度末現在の出資残高は24法人合計で95億円となっている。各法人とは、毎年度決算終了後、決算報告会を実施し、当該年度の決算概要、経営概況、課題・問題点、今後の対応策、次年度の事業計画等につき、説明・質疑等を行うことになっている。出資先への対応において、この決算報告会は重要な位置付けとなることから、事前の資料分析、質疑取りまとめ等、機構側の応対陣容を含め周到な準備をもって臨んでいただきたい。

### (2) 給与水準の状況（独立行政法人改革に関する基本的な方針（平成25年12月24日閣議決定））

機構は国家公務員並みの給与水準を目指しているが、平成26年度から2年続けてラスパイレス指数（対国家公務員給与指数）が微増している。平成28年度は従来の「新たな人事管理制度」の継続に加え、管理職の昇給抑制を強化した。その結果、年齢・地域・学歴勘案ラスパイレス指数の仮集計は102.2となり、微増傾向には歯止めを掛けることはできたと考える（表1）。引き続き、国家公務員並みの給与水準の維持に努めていただきたい。

表1 ラスパイレス指数の推移

年度	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28 (仮集計)
対国家公務員、対全国	131.2	129.6	126.4	124.1	121.4	117.8	116.5	118.3	119.1	118.3
地域・学歴勘案	111.9	110.9	107.1	105.4	103.6	101.3	100.4	101.8	102.4	102.2

(3) 理事長の報酬水準の妥当性（独立行政法人改革に関する基本的な方針（平成25年12月24日閣議決定））

独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針（平成24年1月20日閣議決定）において、同種の個別の法令に規定された事業を、補助金等の使途に定められた財源により行う、行政事業型の成果目標達成法人に分類された法人の長の平均年間報酬は18,828千円（総務省公表資料である「独立行政法人における役職員の給与水準（平成27年度）」の「役員報酬の支給状況」による）であり、機構の理事長の報酬はこれより少ない16,815千円（平成28年度）である。機構の理事長は出向公務員ではないため、この年度については年度中の理事長交代により在任期間による賞与の支給調整があり、支給実額をそのまま比較することができないが、それを補正しても理事長の報酬水準は妥当であると考える。

(4) 隨意契約の適正化を含めた入札・契約の状況

平成28年度は競争入札の拡大に向け、①随意契約等審査委員会による審査、②外部の弁護士等で構成する契約監視委員会によるチェック、③総合評価落札方式の評価方法の見直しに加え参加確認型公募の採用、④総合評価方式及び企画競争の審査時ににおけるマスキング方式の導入、⑤1者応札解消チームを経理部内に設置し各部・室においていた選任担当とともに解消に取り組むなどしている。

平成28年度の競争性のない随意契約は事務所の契約等やむを得ないと判断された34件5億円となり、平成27年度の22件5億円に比べ件数が増える結果となった（件数は27年度カウント方式での比較）（表2）。

今後も競争性の確保を徹底し、やむを得ず随意契約とするものについては要件判断を適正に行い、明確な理由が確認できるよう徹底いただきたい。また、少額随契における概算積算の要領、及び総合評価落札方式における評点と合否基準の関係など、曖昧なもの、分かりにくいものについては関連規程の改正を行うべきと考える。

表2 形態別契約状況

(単位：件、億円)

契約形態	27年度		28年度		27年度カウント方式での対前年度比較		
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	
競争入札等	168	141	196	<196>	155	28	14
企画競争・公募	8	1	103	<17>	2	9	1
競争性のある契約(計)	176	142	299	<213>	157	37	15
競争性のない随意契約	22	5	172	<34>	5	12	0
合 計	198	147	471	<247>	162	49	15

(注1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注2) 平成27年度までは1事業単位で1件と計上していたが、28年度からは契約締結の件数を計上。

&lt;&gt;書きは、平成27年度と同様のカウント方式で計上した場合の件数。

平成28年度の一般競争入札においては、平成27年度に比べ1者応札が8件増え33件になった（表3）。このうち26件が調査案件である。今後も競争参加者増加のため、入札公告事項の見直し等による1者応札解消に向けた取組みと対策実施を継続していただきたい。

表3 契約形態別応募者状況

契約形態	応募者数	27年度		28年度		27年度カウント方式での対前年度比較(件)
		件数	件数	件数	件数	
一般競争入札	2者以上	124	155	<155>	31	125%
	1者	25	33	<33>	8	132%
	計	149	188	<188>	39	126%
指名競争入札	2者以上	19	8	<8>	▲11	42%
	1者	0	0	<0>	0	
	計	19	8	<8>	▲11	42%
企画競争・公募	2者以上	8	103	<17>	9	<213%>
	1者	0	0	0	0	
	計	8	103	<17>	9	<213%>
合 計	2者以上	151	266	<180>	29	<119%>
	1者	25	33	0	8	<132%>
	計	176	299	<213>	37	<121%>

(注1) 競争性のない随意契約は含まれない。

(注2) 平成27年度までは1事業単位で1件と計上していたが、28年度からは契約締結の件数を計上。

&lt;&gt;書きは、平成27年度と同様のカウント方式で計上した場合の件数。

## (5) 補助事業実施主体の公募の取組み

畜産業振興事業においては平成28年度に22件の補助事業を行った。そのうち9件について事業実施主体を公募した。

公募しなかった13件については、法律補助と一体的に実施するもの2件、過年度からの継続事業7件、被災者が対象となる緊急対策事業3件、機構が生産者を募集し補填金を直接交付する事業が1件であった。

公募した9件のうち一者応募が2件あったが、いずれも事業実施主体に専門的知見や特別なノウハウ、事業実施者との連携等が求められる事業であった。

野菜関連事業では加工・業務用野菜生産基盤強化推進事業（平成28年度当初予算関係事業分）、契約野菜収入確保モデル事業及び緊急需給調整事業の3件の補助事業を行った。

このうち被災者が対象となる緊急需給調整事業以外の2件で、計4回の公募を実施し、外部有識者を含む委員会の審査により計89者を採択した。

#### （6）出資金の回収

出資金回収の判断基準について（平成26年8月29日付26農畜機第2332号）に則り機構の保有するよつ葉乳業株式会社の全株式を平成29年3月28日に同社に売却し出資金を回収した。

#### （7）情報開示の状況

独立行政法人通則法（平成11年7月16日法律第103号）及び独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年12月5日法律第140号）等により、公開が義務付けられている事項、契約に関する情報等は、全て適正に情報公開が行われていると認められる。このほか、独立行政法人農畜産業振興機構評価委員会や補助事業に関する第三者委員会等のガバナンス等の観点から機構の内規により設置されている各種委員会の議事概要等についても、機構のホームページにおいて積極的に開示されている。

平成29年6月27日

独立行政法人農畜産業振興機構

監事 渡部 栄人 

監事 伊藤 紀一 